

平成 20 年 3 月 10 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まきよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

「「フェムトセル基地局の活用に向けた電波法及び電気通信事業法関係法令に関する取扱方針(案)」に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応致しますので、宜しくお願い致します。

1. 電気通信事業法関係法令について

項目	頁	内容	弊社意見
2 電気通信事業法関係法令 (1) 事業用電気通信設備とする形態 1) 回線利用関係	P3	1. フェムトセル基地局を利用者宅内（建物内）に設置する場合、いくつかの設備構成が想定されている。具体的には、 ①フェムトセル基地局をコアネットワークと接続するため利用者契約回線であるブロードバンド回線を利用する形態、及び②当該ブロードバンド回線とフェムトセル基地局を接続するため利用者が宅内に設置する既設回線を利用する形態が想定されているところであるが、この何れについても、電気通信事業法上禁止されているものではない。	各家庭等に広く普及しているブロードバンド回線を利用してフェムトセル基地局を設置できることは、不感エリア解消対策やデータ伝送サービスの普及に大きく貢献することから、当該考え方に賛成いたします。
	P3	2. この場合、フェムトセル基地局を利用者契約回線の契約者以外の者が利用（喫茶店等の不特定多数が利用）する場合にも、利用者からの苦情や問い合わせに対し、携帯電話事業者が適切かつ迅速にこれを処理することが求められる（電気通信事業法第27条）。また、フェムトセル方式の仕組みについて、携帯電話事業者は、ホームページ等を通じて周知を図ることが望ましい。	サービスに関するお問い合わせ対応及び内容の契約者への周知を図りたいと考えます。
2) 技術基準関係 ア) 通話品質等	P3	1. 事業用電気通信設備規則で規定される通話品質、接続品質、セキュリティ関連の機能として、事業用電気通信回線設備の防護措置、通信内容の秘匿措置、蓄積情報保護に関して、通常の基地局方式の携帯電話役務の場合と同等であることが求められる。	当社は品質が確保できる回線でのサービス提供を考えているところですが、将来品質を確保できない回線上での当該サービスの提供を求められることも想定されることから、今後通話品質の在り方や考え方についての検討が必要と考えます。

イ) 予備機器、耐震対策、 停電対策等	P3	1. フェムトセル基地局を利用者の宅内（建物内）に設置する場合のように、事業用電気通信設備を利用者の建築物又はこれに類するところに設置する場合には、事業用電気通信設備規則第16条第2項により、予備機器、耐震対策、停電対策等に係る義務規定は適用除外となる。	サービスの普及を促進するためにも、小型化や機器価格の面から当該整理内容に賛成いたします。
ウ) 緊急通報を扱う事業用 電気通信回線設備	P4	事業用電気通信設備規則第36条の6の緊急通報位置情報通知についての技術基準に係る義務規定は、通常の基地局方式と同様に、フェムトセル方式についても適用される。	緊急通報受理機関へ接続時に送信が必要となる住所等の情報について、お客様からの申告住所を利用して緊急通報接続を実施しますが、お客様からの申告による情報だけでなく、事業者間で情報交換が必要となる場合が想定されます。各ブロードバンド事業者の回線を利用した設置が想定されることから、その場合の情報開示について今後整理が必要であると考えます。
3) その他	P4	1. 携帯電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号としては、080/090番号を使用することができる。	音声サービスを提供するには当該番号の利用が利便性の上で必要であり、賛成いたします。
	P4	3. 喫茶店等において不特定多数の者がフェムトセル基地局を利用するような形態は、当該基地局を接続するブロードバンド回線（利用者契約回線）について、ISP等の利用契約約款において、契約者以外の第三者に当該回線を利用させることが禁じられていないこと等、利用契約約款に適合したものであることが必要である。	他社の契約約款について、第三者利用に伴い変更が必要となる場合、円滑な事業者間協議が行える様整理がなされることを要望します。

2. 電波法関係法令について

フェムトセル基地局の拡大は利用者の利便性向上に役立つと考えており、2頁Ⅱ 1 電波法関係法令における4項目の整理について賛成いたします。今回の意見募集は、2頁のⅡ 2 電気通信事業法関係法令から後の部分となっておりますが、当該機器の普及拡大のためには、電波法関係に関する規制緩和も必要であることから、将来的には以下の点についても検討が進むようご検討のほどよろしくお願いたします。

- ①今後、フェムトセル基地局は相当数の設置が見込まれるので、例えば新しい局種を制定し、包括免許のように同一規格の無線局を一括して申請し、後に開局した数を報告するようなやり方等、免許手続きを簡略化していただきたい。
- ②また、免許手続きの簡略化に伴い、フェムトセル基地局の免許申請手数料等の減額についても検討し、改正していただきたい。

以上